

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第 13 期第 18 回島根海区漁業調整委員会が、平成 24 年 3 月 16 日（金）に松江市の松江テルサで開催され、以下の議題について諮問・協議等が行われました。

1. 島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について (諮問)

「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」に基づき、本県ではマイワシ、マサバ及びゴマサバ、マアジ、スルメイカ、ズワイガニについて、毎年、国からの漁獲可能量の配分を受け、その数値に基づき県の管理計画を定めています。

今般、国より 23 年度漁期のマサバ及びゴマサバに係わる島根県への配分量の変更が示されました。この決定通知に伴う県の管理計画の変更について、知事からの諮問があり、審議の結果、原案どおりで異議の無い旨の答申をすることになりました。

なお、本諮問は隠岐海区漁業調整委員会にも諮られ、異議の無い旨の答申を得た後、国の承認を得て、県の計画として公表されることとなります。

県の管理計画の変更内容

マサバ及びゴマサバの平成 23 年度漁期（平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月）の配分量変更

15,000 トン → 22,000 トン

〔中型まき網への再配分量 14,000 トン → 21,000 トン〕

	平成 23 年 1 月～12 月（ズワイガニ、マサバ及びゴマサバについては平成 23 年 7 月～平成 24 年 6 月まで）
マイワシ	若干 [中型まき網への再配分量：若干]
マサバ及びゴマサバ	22,000 トン [同上：21,000 トン]
マアジ	37,000 トン [同上：34,000 トン]
スルメイカ	若干
ズワイガニ	若干

※マイワシ、マアジ、スルメイカは平成 24 年 1 月に配分済み

2. 中海・境水道におけるあさりの殻長制限について（協議）

中海及び境水道のあさりの資源保護のため、平成 23 年 4 月 1 日から（島根海区漁業調整委員会指示第 22-2 号）中海及び境水道における 3 cm 以下のあさりの採捕を禁止しています。その委員会指示が平成 24 年 3 月 31 日をもって期限が満了することとなり、引き続き 1 年間の延長を協議しました。

協議の結果、引き続き1年間、殻長制限の継続をしていくことが決定されました。

3. 中型まき網漁業許可について（報告）

大中型まき網漁業の既着業者から、経営のスリム化による経営基盤の安定化を図るため、現在の許可有効期間をもって大中型まき網漁業を廃業し、中型まき網漁業へ転換したい旨、県に対し要望がありました。

まき網漁業は当県において基幹漁業であること、地域産業として重要な位置づけにあること、マアジ・サバ類の資源状況が比較的良好であることを総合的に考慮し、新たに中型まき網漁業1件を許可していきたい方針が県から示されました。

委員会として、県の方針で中型まき網漁業を許可していくことに異議のないことが確認されました。

4. 日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（とらふぐはえ縄漁業の制限）について（報告）

山口県と島根県の県境N線以西の海域において、トラフグを目的とした延縄の制限をする広域漁業調整委員会指示について、県から報告がされました。

お問い合わせ：島根海区漁業調整委員会事務局 TEL 0852-22-5950